

スポーツを支えたい人集まれ!

支えるスポーツについて学ぼう!

スポーツボランティア研修会

in 山梨

令和2年12月13日(日)14:00~16:00

小瀬スポーツ公園 体育館「研修室」にて

(※詳細は裏面参照)
(山梨県甲府市小瀬町840)

※ この研修を修了された方には、日本スポーツボランティアネットワークより修了ライセンスが発行されます。

【対象】 中学生以上(活動経験の有無は問いません)

【定員】 20名

【内容】 ◆スポーツボランティアについて

- ・スポーツ及びボランティアの定義 ・様々なスポーツボランティアの活動紹介
- ・障害のある人のスポーツ など

◆コミュニケーションスキルについて

- ・アイスブレイク ・グループワーク

【参加費】 1,500円(修了ライセンス発行代含。)

【研修講師】 JSVN 認定講師 大崎 恵介 氏(山梨学院大学 経営学部 准教授)

【申し込み】 令和2年12月11日(金)までにインターネット^{※1}からお申込下さい。

※1 日本スポーツボランティアネットワークHPの申込ページ

(URL:https://spovol.net/training_programs/detail/?pid=653)

※インターネットでの申込みができない方は、問い合わせ先へご相談ください。

- ・申込前に必ず、本センターホームページ「やまなしNPO情報ネット」掲載の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための遵守事項」(裏面参照)をご一読の上、お申し込みください。遵守事項に同意いただけない場合は、参加できませんのでご了承ください。

(URL:<https://www.yamanashi-nponet.jp/topics/detail.php?m=101&i=2775>)

- ・当日は、マスクの着用と手指消毒の励行をお願いします。
- ・当日は、受付時に体調等チェックシートへの記入をお願いします。ご記入いただいた個人情報は、必要に応じて、保健所等行政機関へ提出する場合があります。
- ・当日、体調が優れない方は、無理をせず、参加をご遠慮いただきますようお願いいたします。

【主催】 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 山梨県ボランティア・NPOセンター

【共催】 特定非営利活動法人 日本スポーツボランティアネットワーク(JSVN)

【問い合わせ】 山梨県ボランティア・NPOセンター(運営:社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県防災新館1階

TEL:055-224-2941 FAX:055-232-4087 メール:yvnc@y-fukushi.or.jp

申込ページ QR



令和2年度 スポーツボランティア研修会 in 山梨

●当日の流れ●

令和2年12月13日(日)

13:15~13:50 受付・参加費徴収・ライセンス用写真撮影

13:50~14:00 オリエンテーション

14:00~16:00 研修(講義・演習)

16:30~16:45 閉会・アンケート提出

ボランティアセンター業務における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 遵守事項

この遵守事項は新型コロナウイルス感染拡大予防のために、ボランティア活動、研修会・交流会などの参加者(「参加者等」)が遵守すべき事項を記載したものである。

参加者等はこの遵守事項をよく読み、承諾事項を了承した上で参加の申込みを行うものとする。

【承諾事項】

● 参加における感染リスクについて

県ボラセンが感染防止対策を適切に実施し、参加者等がこの遵守事項を遵守したとしても、感染を完全に予防できるものではないことを理解した上で、参加すること。

● 個人情報について

収集した個人情報は、

① 研修等の実施に必要な範囲で利用されること。

② 新型コロナウイルス 感染拡大を防止するために、必要に応じて保健所等行政機関へ提供される場合があることに同意すること。

● 遵守事項その他の措置

・指示について

下記「遵守事項」を遵守し、県ボラセンによる措置及び指示に従うこと。

※ 参加者等の安全性を担保するため、遵守事項や県ボラセンによる措置または指示に従わない参加者等に対して、県ボラセンは退場や不参加を求めることがあり、その場合は指示に従うこと。

【遵守事項】

● 参加者等が遵守する事項

受講前日に以下3点の事項の内、いずれか一つでも該当する場合は、参加を取りやめること。また、当日に健康チェックを行い、体調によっては参加を取りやめること。

・体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

マスクを持参し、原則着用するほか、咳エチケットや、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策を徹底すること。

感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を最低1m(できるだけ2m以上)確保(介助者や誘導者が必要な場合は除く。)し、3密を避けること。

対面での会話は避け、会話をする場合はマスクを着用すること。

私的な事象で生じたゴミは持ち帰ること。

参加後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、県ボラセンに対して速やかに連絡すること。

感染防止のために県ボラセンが決めたその他の措置を遵守し、指示に従うこと。